

CONTENTS

文化庁月報

1993 **12** No.303

特集●古文書・歴史資料の再発見

国庫補助事業調査「古文書調査」
「歴史資料調査」二十年をふりかえって
悪戦苦闘のこの十年
沖縄県における古文書調査、歴史資料調査
の二十年

美術工芸課 4

宮本忠雄 9

園原 謙 12

都道府県のページ

ご存じですか? こんな文化財◎

平城宮跡、春日若宮おん祭の神事芸能 16

一度は行きたい博物館・美術館◎

石川県能登島ガラス美術館 19

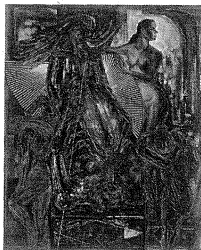
法人紹介～文化に息吹を～

各地文学館・記念館の核として

(財)日本近代文学館 22

ACA(Agency for Cultural Affairs) NEWS

- ・平成5年度『我が国の文教施策』を刊行28
- ・平成5年度文化振興会議開催される29
- ・著作権審議会第9小委員会の報告31
- ・著作権審議会マルチメディア小委員会
第一次報告書32
- ・平成5年度文化勲章受章者・文化功労者決定34
- ・平成5年秋の褒章受章者決まる36
- ・平成5年秋の勲章受章者決まる37
- ・文化庁企画・提供特別番組のお知らせ38
- ・平成5年度地域文化功労者表彰式行われる39
- ・平成5年度文化庁長官表彰決定42
- 文化庁施策Q & A24
- 著作権法利用講座◎26
- 文化財保護法発掘講座◎27
- 今月の国立劇場45
- 芸術文化振興基金ニュース46
- 編集後記48



「復活の雲」(平成4年度文化庁買上作品)
内田あぐり/作

うちだ・あぐり/昭和24年東京都生まれ。50年武蔵野美術大学大学院日本画科修了。創画会春季展賞(以後同賞6回)、創画会賞(以後同賞3回)、60年日本画裸婦大賞展佳作賞など。文化庁在外研修員。現在:創画会会員、武蔵野美術大学日本画科助教授。

国庫補助事業調査

「古文書調査」「歴史資料調査」

二十年をふりかえって

文化財保護部美術工芸課

補助事業調査の創設

近年、古文書等保存行政の立ち遅れを克服すべく、全国各地に文書館、公文書館等の史料保存施設が充実しつつあることは、まことに喜ばしいことである。文化庁でもこうした古文書保存の要望に応えるため、昭和四十七年から近世文書を中心とした古文書調査、同五十一からは歴史資料調査という国庫補助事業を設け、現在までに古文書調査百四件、歴史資料調査七十件（各年別延べ事業件数、古文書二百三十件、歴史資料百五十六件）の調査を行っている。

この調査は、いずれも都道府県市町村の地方公共団体（担当は教育委員会文化財関係課

がほとんどである）が事業者となり、その地域に伝存する古文書、歴史資料の散逸、亡失を防ぐため、その所在及び保存状況等を調査して、その実態を把握し保存するための基本計画を策定しようとするもので、補助率は五〇パーセント（沖縄県は八〇パーセント）である。

ところで、これらの補助事業が実施されるに至った社会的背景として、昭和三十年代後半に始まるわが国の高度経済成長があることは周知の通りである。高度経済成長に伴う社会変革が、わが国の文書記録の主体をなす近世文書類の所在する農村社会に大きな変質をもたらし、古文書・記録類の散逸等に拍車をかけたため、昭和四十年代に入ると、学界を中心に近世文書を主体とする古文書保存の

緊急性が声高に叫ばれるようになった。文化庁でもこのような世論の動向をうけて、文化財指定基準の改正を行い、従来書跡部門に含まれていた古文書部門を独立して、遅ればせながら古文書の指定保存を推進するための姿勢をうちだした。しかしながら、国における古文書指定の現状は、中世文書群を中心に近世文書群を含み込む段階で、膨大な近世文書群を独立して指定の対象とするには未だしの状況にある。美術工芸課ではこうした点を踏まえて、地方自治体における古文書保存の促進を図るための方法として、古文書調査の国庫補助事業の予算化を行ったのである。ところで、古文書保存のあり方として、現地における現物保存を原則とする考えに立脚するならば、本来、これら近世文書保存の母体とな

るべき行政機関は、国よりも都道府県、もしくは市町村が望ましいことは言うまでもない。その意味からすれば、こうした調査事業を呼び水として、都道府県段階での計画性をもった調査予算の恒常化が望まれるのである。しかしながら、それまで公的保護を受ける機会の少なかつた近世文書群に対して、少額ではあるが、その保存対策を目的とした調査補助事業が予算化されたことは、一つの大きな前進であった。

また、昭和五十年の文化財保護法の一部改正において、有形文化財の中に新たに歴史資料部門が設置され、従来のジャンル別指定にとられない歴史的遺品の包括的指定保存への道が開かれるとともに、翌年には、こうした歴史資料調査に対する国庫補助も予算化されるに至った。

調査の概要

補助事業においては、古文書調査、歴史資料調査ともに、原則として各都道府県下に所在する社寺や個人等（区有などを含む）が所有する文化財を調査対象とするが、既に地方公共団体又は大学等の機関がこれらの調査を実施し、その保存を前提とした整理分類がな

されているものについては対象外としている。県内全域にわたる悉皆調査等の場合には、通常、数年前より予備調査を行って全体計画を策定することが不可欠であり、その意味からすれば市町村レベルでの文化財調査体制の整備が前提となつているといえる。

昭和四十七年実施以来、今日に至る実施件数は別表の通りであるが、その対象は、(1)まともな一ヶ所に存在するもの、(2)村、区など特定の地域にまともな伝存するもの、(3)県下に散在しているが特定の歴史事象あるいは人物等に関するもので、包括的に調査することによってその価値が明らかにされるもの、等に大別することができる。とくに近年は寺社や旧家などを単位に伝来する文書、美術工芸品等の文化財全般を包括的に調査し、保存するための歴史資料調査への要望が高まっている。

調査は悉皆調査を原則としており、必ず一点ごとに調査カードを作成し、対象物件の内容によつては文化財としての形態、材質、法量、時代、保存状態等を詳細に調査する必要があるほか、全体の写真撮影を行わなければならない。文書の整理については、近年、大量の文書の伝来状況を破壊せずどのような整理するかということが問題にとりあげら

れ、史料の原秩序の解明のために、保存状況を記録用紙だけでなくビデオ、写真やスケッチなどを併用して詳細に記録することが提唱されているが、必ずしもこれら文書の伝存状況が整理伝来上に歴史的意味をもつものとは限らない場合もあり、その見極めも作業工程上に重要なものとなっている。補助事業として行われた調査のなかでは、「中家文書調査」（昭和六十、六十一年、事業者…大阪府熊取町）、「能登門前伊藤家文書調査」（昭和五十四、五十五年、事業者…石川県）などが、制約された時間の中で文書の実態にあわせた文書分類を行った好例としてあげられよう。

なお、調査記録、及び撮影フィルム（またはマイクロフィルム）は補助事業者である地方自治体（教育委員会文化財関係課）で保存することとし、必要に応じて古文書館、図書館に管理を委託するよう要望している。また調査報告書は概ね三百部を印刷し、所有者、文化庁、都道府県教育委員会文化財担当課、主要な大学、研究機関等に配布している。

補助事業調査の成果

これら調査によつて新出の資料が発見されることも少なくないが、調査の結果、より高

い学術的価値をもつことが明らかに、国の重要文化財に指定された例もある。昭和六十一年、重要文化財に指定された「東寺観智院聖教文書類」の場合、京都府によって昭和四十八年度から六十年までの十三年間にわたる調査が実施され、件数にして一万五千四百二件という膨大な数量を有するものについて、一点ごとに名称、員数、時代、奥書等の書誌学的調査を行い、その調査が終了し、全貌が明らかになった段階で国指定が行われた。また、「本居宣長稿本類並関係資料」百十一種（昭和五十一年）、事業者：三重県松阪市、「熊野新宮寺一切経」二千五百六十八巻（昭和五十三、五十四年、事業者：宮城県・東北歴史資料館）等の典籍関係の他、歴史資料部門では「石黒信由関係資料」（昭和五十六年、事業者：富山県・新津市）、「福井家京研座関係資料」（昭和六十一、六十二年、事業者：京都府）、「伏見版木活字」五万二千三百二十個（昭和六十三）平成二年、事業者：京都府）などの重要文化財指定も広い意味での補助事業調査の成果である。

最近の調査のなかで保存上、とくに成果をあげている例としては、県内所在大般若経調査（事業者：滋賀県、本特集9頁）があ

る。これは昭和五十九年度より行われている大般若経の実態調査で、昭和六十三年年度には第一期の調査報告書が刊行されており、本年度は最終年度にあたり第二期の報告書が刊行される予定である。中世に書写された大般若経



の遺品は全国的にも多数、伝存しているが、その実態調査はほとんど行われておらず、こうした中では、この調査はその先駆的事業とも言えるものである。全国レベルでみても滋賀県内には中世以前に遡る大般若経の遺品が数多く伝存しているが、転読の行われなくなった現在、全体に保存状態が良くなく、虫害や湿気による破損の他、糊離れにともなう混乱の著しいものも少なくなくなったことから、保存状況を見極めた上で、索引を用いて混乱を訂正し、糊継を施すという現物に即した調査方法をとっているのが特徴である。なお、こうした調査成果に基づいて「旧永福寺大般若経調査」平成四年、事業者：山口県のような個別調査事業にみるべきものが出ている。

また、沖縄県の場合には、県が事業者となり、昭和四十八年度の「県内文書調査」以来、ほぼ毎年継続して調査を行っている（本特集12頁）。そのなかで、昭和六十年から四年計画で実施した「県内所在家譜調査」は、家譜原本の保存を目的とした初めての所在確認調査であった。沖縄の文化財の大部分は、太平洋戦争の戦火をかくぐり各家で代々大切に保管されてきたものであり、家譜もその一つであるが、世代交代などによってそれに対する認識が薄れ、保存・取扱い方法に充分な

今後の課題

配慮がなされていないケースも少なくなかった。しかし、調査を契機に所有者自身が家譜の意義を再認識し、保存方法を改善したり、修理を依頼するなどの処置が行われたことは、調査の大きな成果の一つであったと言える。こうした調査によって、古文書、歴史資料の全貌が明らかに、高い学術的価値を有することが確認されたり、所有者に文化財としての意義を知ってもらうことは、本調査事業がまさに文化財の再発見と呼ぶにふさわしい内容をもつものであったことを示している。

古文書、歴史資料などの調査は、従来、個別研究や県史、市町村史の編纂等の目的で行われる場合が多かったため、これらの成果が必ずしも文化財保護行政上に活かされたとは言えない面があった。山ほどにある資料のなかから必要のある情報を収集するだけで事足りるとされたことで、何等の保存処置が施されず、その全貌が知られないまま現在でも放置されている古文書も少なくないのである。こうした状況の下で、この補助事業は各都道府県以下にも要望が多く、毎年二月のヒアリング段階では両調査ともそれぞれ二十件程度

の要望がある。しかし、現在の補助金の総額はむしろ減少しているため、その半数の要求にも応えられないのが現状である。また各方面の要望に対応するためには、一件あたりの補助額を抑えざるをえず、これが現状では事業全体へのしわ寄せとなってきた。写真撮影の例をあげれば、全体の撮影ができなかったが為に、事業終了後に調査資料の公開活用にも支障をきたすなどの問題も起きている。

しかもこれら調査事業はあくまでも行政上の基本調査に対する補助であって、虫害等の損傷の著しい近世文書等に対する保存上の経費補助を含んでいないという問題がある。文化庁としては調査対象物件については、調査結果をもとに地方公共団体による文化財指定の網をかぶせるよう指導しているが、今後はこうした調査段階における保存経費についての予算化も必要となろう。

古文書・歴史資料調査事業は、今年で二十一年目を迎え、保存上に大きな成果をあげているが、その現状が決して十分なものでないことは、以上述べた通りである。現在、文化庁ではこうした現状を打開するため予算の増額要求を行っており、財政当局の今後の対応が望まれる。

古文書調査

		(千円)	
年 度	補 助 事 業 件 数	総 経 費	補 助 費
昭和47	甲斐国志草稿調査(山梨)以下13件	11,186	5,573
昭和48	教王護国寺観智院聖教文書調査(京都)以下12件	11,929	6,339
昭和49	県内不受不施派関係文書(岡山)以下15件	17,010	8,805
昭和50	宗家文庫史料調査(長崎・厳原町)以下12件	19,492	10,141
昭和51	津島神社文書調査(愛知)以下11件	18,129	9,051
昭和52	小倉藩政史料調査(福岡)以下13件	25,330	12,600
昭和53	熊野文殊堂一切経調査(宮城)以下16件	26,205	13,900
昭和54	善徳寺文書調査(富山)以下17件	39,508	19,490
昭和55	能登天領文書調査(石川・穴水町)以下16件	46,683	24,050
昭和56	浅科村五郎兵衛新田関係文書調査(長野・浅科村)以下10件	36,327	18,150
昭和57	井波肝煎文書調査(富山)以下9件	32,871	16,350
昭和58	大山祇神社文書調査(愛媛)以下9件	23,500	11,750
昭和59	旧矢掛本陣石井家文書調査(岡山)以下10件	27,300	13,650
昭和60	中家文書調査(大阪)以下9件	21,000	10,500
昭和61	慈恩寺文書調査(山形)以下8件	18,500	9,250
昭和62	県内神社関係文書調査(埼玉)以下8件	18,500	9,250
昭和63	正法寺文書調査(京都)以下7件	17,000	8,500
平成1	快友寺一切経調査(山口)他7件	16,000	8,000
平成2	本光寺文書調査(長崎・島原市)以下9件	19,901	9,950
平成3	江差町内所在古文書調査(北海道・江差町)以下9件	22,010	11,005
平成4	三島大社関係古文書調査(静岡)以下7件	17,000	8,500
平成5	丹後漁業関係古文書調査(京都)以下7件	17,000	8,500

歴史資料調査

		(千円)	
年 度	補 助 事 業 件 数	総 経 費	補 助 費
昭和51	県内板石塔婆調査(埼玉)以下7件	9,201	4,900
昭和52	本居宣長手沢本調査(三重)以下14件	28,653	14,825
昭和53	石黒信由高樹文庫調査(富山)以下11件	22,072	11,000
昭和54	石動山天平寺調査(石川)以下11件	21,334	11,250
昭和55	毛利家調査(山口)以下6件	17,520	8,750
昭和56	大樹寺調査(愛知)以下11件	19,165	10,046
昭和57	県内寺院聖教文書遺品調査(埼玉)以下9件	18,813	10,920
昭和58	金石文遺品調査(沖縄)以下7件	19,000	10,250
昭和59	京観音寺調査(愛知)以下6件	17,200	9,560
昭和60	県内所在大般若経調査(滋賀)以下7件	17,150	9,280
昭和61	伊能忠敬関係資料調査(千葉・佐原市)以下8件	19,750	10,580
昭和62	福井京極座関係資料調査(京都)以下9件	23,250	12,330
昭和63	土佐藩主山内家歴史資料調査(高知)以下8件	23,500	12,650
平成1	大原幽学関係資料調査(千葉・千歳町)以下9件	26,950	14,210
平成2	伏見版木活字資料調査(京都)以下8件	21,355	11,416
平成3	鷹見家歴史資料調査(茨城)以下8件	25,511	13,495
平成4	県内所在大般若経調査(奈良)以下8件	26,066	14,252
平成5	高野版板木調査(和歌山・高野町)以下8件	28,500	14,850

悪戦苦闘のこの十年

—大般若経調査を終えるにあたって—



滋賀県教育委員会事務局
文化財保護課専門員
宮本忠雄

「いつまでやっているの?」と周りから揶揄されながらも、大般若経調査をなんとか続けてきた。滋賀県が国庫補助金を得て大般若経調査を開始したのは、昭和五十九年度のことであるから、もう十年にもなる。平成六年三月末にその調査報告書を発行すべく、いままさに印刷の校正作業の最中にあり、執筆陣を煩わせている。十二月末には本文(約六百頁)の活字を組み終える予定で、毎日が時間との闘いでもある。

滋賀県に大般若経が多いということを知ったのは、文化庁美術工芸課による「文化財集中地区特別総合調査」が、昭和四十七年から五十年にかけて、琵琶湖の周囲を湖北・湖東・湖南・湖西大津の順に四年継続で行われたこ

とによる。その調査に随行して、絵画・彫刻・工芸品・書跡・典籍・古文書等の各部門の調査官からいろいろなことを教わったが、鎌倉から室町時代に書写あるいは摺写(印刷)された大般若経が各地に点在し、ほとんどが保存上に問題のあることが判明したことが一つの契機となつて、悉皆調査が必要であることを痛感させられたものである。

昭和四十七年度から文化庁の国庫補助事業として、待望の古文書調査事業が制度化された。同年に芦浦観音寺文書を、四十九年度には大原観音寺文書を調査したが、五十年の文化財保護法の改正に伴い、五十一年度から新しく歴史資料調査にも国庫補助金が交付されることになり、本県では、まず、彦根市が井

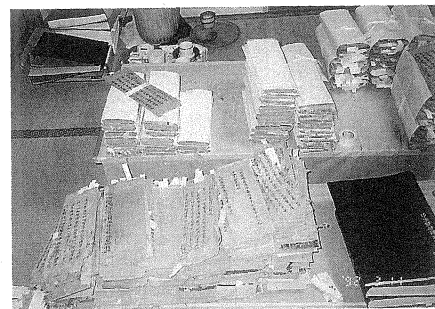
伊家伝来遺品歴史資料調査を二年継続で実施し、さらに五十三年度から五十七年度までの五年継続で井伊家伝来の彦根藩文書調査が行われた。彦根市による調査が七年継続で行われている間、限りある文化庁の予算枠のこともあって、県は国庫補助事業としての調査を見合わせ、県単独で五十三年度から五年継続で「古文書等所在確認調査」と称して、『滋賀県史』や各地の「郡誌」などの文献に掲載されている古文書を拾い出す作業を行い、将来の調査に備えたつもりであるが、膨大な数量の古文書群の存在を知って、それらの保存策を講じるには、埋蔵文化財を発掘調査することには劣らない努力と資金力が必要であることが分かり、却って落胆させられたものである。

三

ところで、大般若経は、正しくは大般若波羅蜜多経といい、唐の玄奘という僧が漢訳した一組で六百巻からなる大部の経典である。わが国では奈良時代から、国家安泰、五穀豊穰、病氣平癒などを祈って書写され、盛んに読誦・転読されてきた。前述のように滋賀県各地には、奈良・平安・鎌倉・南北朝・室町の各時代のいわゆる中世以前に書写あるいは摺写された大般若経が多数現存しているところから、それらの実態を把握して散逸・亡失を防ぎ、永く保存と活用を図るための基礎資

料を得ることを目的に、昭和五十八年度において県単独で予備調査費を確保し、所在を確認したり、調査方針、調査方法等の検討を重ねた。また、理論的な検討とは別に滋賀県立琵琶湖文化館の学芸員と連携して、調査の実践も試みている。博物館実習といって、学芸員の卵が文化財の取扱い等を学ぶために毎年数十人が琵琶湖文化館を訪れて勉強する機会があるが、これらの初心者を集め、事前にレクを行い、学生とともに現物を調査してみ、調査の手順や要領などを研究したこともある。大般若経調査が、文化庁の国庫補助事業として採択されるには、あらかじめ地方も地方なりに準備を行い、実現性の高い調査計画書を用意しておくことが肝要であると考えたからである。

そして、翌五十九年度から国庫補助事業歴史資料調査として本格的に調査を始めることができた。とりあえず四年計画である。はじめから四年で終わるとは思っていなかったが、それにしても大般若経の保存が悪い。大般若経の所有者は、神社や地区の共有が多く、もちろん寺にも伝わるが、全般に湿気の多いところに置いてあり、虫害や糊離れが著しく、巻き戻せずに巻尾を広げたままの卷子装や奥書の部分ばかりを集めて一括りにした折本装など、やっかいなものが多い。下手な調査を



混乱した折本

すると調査そのものが文化財の破壊につながることにかなわない。はじめは傷みが少なく比較的調査しやすい折本装からはじめたが、調査地の隣の地区から、これまでまったく知られていなかった卷子装の大般若経の情報が入ってくるなど調査対象が次第に増加し、調査年数を延長する必要性に迫られた。まず四年の延長が認められ、その後、混乱した大般若経の整理と修復とを並行しながら調査するという困難な作業が続けたが、進捗状況等から再度見直しを行い、さらに二年延長して平成五年度を最終年度とすることになったのである。延べ十か年という長期にわたる大調査事業となり、この種の国庫補助事業としては異例



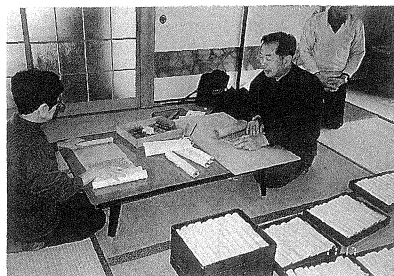
折本の調査風景

であったかと思うが、悪戦苦闘のお陰で多大な成果を挙げることができた。この間、中間発表の意味もあつて平成元年三月に一冊目の調査報告書を刊行し、約一万五千点の大般若経の目録を収録することができた。二冊目の報告書は、冒頭で述べたように来春に公刊するもので、約二万二千点の記録と解説を掲載する予定である。

四

この調査では、一点ごとに、卷子装か折本装か、写本か版本か、紙質、紙数、寸法、奥

書などの識語の有無、保存状態などを調査カードに記録し、巻首・巻尾などの主要な箇所の写真撮影を行い、あわせて保存箱や経帙の特徴も把握しておく通常の調査のほか、保存優先の調査方法をとることとし、糊離れの大般若経は、『大正新修大藏経般若部』の一、二、三（通巻第五冊、第六冊、第七冊）と照合したり、あるいは、調査中に必要に迫られて作成した大谷大学の有志による労作『大般若波羅蜜多経段落索引』を駆使して、前後関係をよく調べたうえで、応急修理の紙継ぎを行ったところに大きな特徴がある。幸い、調査員の大学教授の中に、表具師顔負けの修理技術を会得されている方がおられ、仮に修理せずに調査と整理を済ませたとして、



卷子本の調査・修理

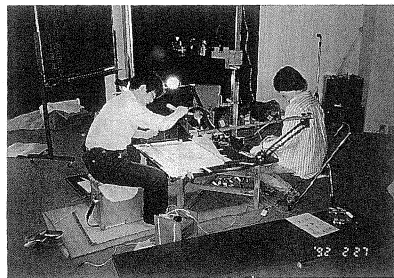
次にそのお経に触れる人を再び混乱させることは目に見えていることであるから、応急修理すべきであることを主張され、要修理物件のほとんどを御自分で修理されたのである。ざつと三万七千点に及ぶ大般若経のうち実に三万点は同教授の手により調査され、必要最小限の修復が行われたのである。一組六百巻の総紙数は一万三千枚に及ぶといわれ、その御苦労ぶりは筆舌に尽くしがたい。残念ながら現状では、国庫補助対象経費の中には修理費は認められていないため、修理に要した経費は糊の代金すら支出していないのが実状で、すべて奉仕願ったのである。しかし、これらのこの種の調査では、調査中でなければ修理できない場合に限り、調査体制の一員に修理技術者（表具師）を加えることが可能になれば、よりよい調査事業ができるというものである。今後、文化庁におかれては、調査事業といえども修理費も補助対象に含めることを検討していただけるとありがたい。

この調査でのもう一つの特徴は、卷子装・折本装を問わず、必要と認めた場合は、越前手すき和紙を用いて一巻ごとに包み込んで養生を行い、同時に巻数を『大般若波羅蜜多経巻第「何」の如くゴム印で所定の位置に表示して、順序よく整理したことである。表紙のない経巻に和紙で仮の表紙を取り付けたよう

な効果があり、経巻の保存と整理に一石二鳥の方策であったと思う。

五

県内には百三十件の大般若経が現存することが判明したが、うち七件は保存状況が劣悪であるなど、諸般の事情により調査を見合わせた関係上、百二十三件を調査したことになる。これらは、奉納された所に伝わるもの、同じ地域に所を変えて伝わるものがあり、いずれも近江の歴史と文化を解明するうえで恰好の資料であるが、滋賀県周辺の京都・大阪・兵庫・奈良・三重・岐阜・福井や、静岡・福岡・大分などの各府県で書写あるいは摺写された大般若経も含まれており、近江への伝来の意義を辿ることによって従来の歴史書に書



写真撮影

沖縄県における古文書調査、 歴史資料調査の二十年



沖縄県教育庁文化課専門員
園原 謙

かれていない事例を知ることができる。特筆すべきことは、経巻の余白の部分（紙背を含む）の墨書や朱書の記録から、現在、知られていない幻の社寺名などが発見されたばかり、紙幅が二メートルを超える長尺の料紙、現存するわが国最古の連歌や刷毛のついた角筆など、続々と珍しい文化財も発見されており、当初の予想を上回る成果を挙げることができた。また、大般若経を管理する地元関係者の間に、文化財保護の精神が浸透したことも意義深いことであった。

近く刊行される調査報告書は、大般若経の所有者・管理者ならびに市町村教育委員会に配付し、日常の管理台帳として活用していただくことになるが、同時に市町村指定あるいは県指定の促進のために大いに寄与することであろう。もちろん、全国の各都道府県教育委員会の文化財保護行政主管課をはじめ、国会図書館、主要研究機関、大学等にも送付することになっている。

今後の課題としては、十年かけても調査されなかった七件の大般若経の処遇、二冊の調査報告書を有効に活用するための索引づくり、目下で理解と認識を高めていただく大般若経の展覧会の開催などがある。いずれも経費の伴うもので、軽々しくお約束できないが、実現に向けて努力する所存である。

はじめに

一九七二年（昭和四十七）、沖縄は二十七年間の異民族支配から開放され、晴れて日本に祖国復帰することができた。そして、復帰二十周年にあたる平成四年に、沖縄県民の悲願のひとつといわれ、先の大戦で灰塵に帰した琉球国王の居城、首里城正殿が復元された。大正十四年に国宝指定を受けた首里城正殿が昔日の雄姿を現したのは、戦後四十七年ぶりのことであった。それから一年を経た今日、首里城正殿は、平成五年上半期のNHK大河ドラマ「琉球の風」放映の影響を受けてか、年間二百三十万人余の入場者を数え、沖縄の新名所として新たな歴史を刻もうとしている。ところで、戦前、首里城正殿を筆頭に国宝指定が二十三件もあったが、戦後はわずかに

その一部を残すのみで、その大半は艦砲弾の餌食になってしまった。戦後の混乱の中で、

官民の有志によってそのわずかな残欠の收拾から始まった、戦後の文化財保護行政は、昭和二十九年に当時の琉球政府文教局の外局として文化財保護委員会が発足し、本格的な文化財保護行政が開始されたのである。復帰の年までに美術工芸の部門では、三十四件の琉球政府指定の文化財があった。が、復帰後、本県の文化財保護行政は、文化庁の格別なご指導、ご協力の下に指定促進や保存整備が強力に推進されてきたのである。

本稿では、文化庁美術工芸課の指導のもと復帰後二十年間の古文書調査、歴史資料調査の概要を紹介し、その成果等について記すことにする。

古文書調査

本県における古文書の保存状況については従来、一六〇九年の島津侵入の際大半が失われたといわれる。また、その後の文書については先の大戦などで焼失・散逸したとして、かつて組織的な調査がなされたことはなかった。現在重要文化財の「おもしろさうし」などの古文書・典籍が戦後、米国に渡り、再び沖縄にもどってきたことなどから、戦後散逸した文書類も少なくないことが明らかになってきたのである。そのような中、古文書の保存や実態調査が全国的に叫ばれるようになって、文化庁もこの面の調査に補助金を交付するようになったことを受けて、本県における初の古文書調査が昭和四十八年から開始されることになった。

①古文書緊急調査

昭和四十八年度・尚家文書（東京）

昭和四十九年度・多良間文書（多良間村）、喜舎場家文書（石垣市）

昭和五十年年度・銘苅家文書（伊是名村）、仲里

原善秀氏所蔵文書（仲里村）、南風原文書（勝連町）

尚家文書は尚家（旧王家）に伝来する文書類で、典籍、法制関係、御冠船関係、異国船来航関係、王庁政務関係、財政関係、日琉・中琉関係、地割関係の各種記録、日記、雑記

録など形式・内容とも多範囲に及びいずれも極めて貴重な資料だが、未公開である。この調査によってようやく目録が作成され、初めて全容が明らかになった意義は計り知れない。

「多良間文書」は「丑年惣頭帳」などの人頭税関係資料や多良間役人と宮古蔵元との往復文書控、辞令書、組踊写本などから成り、近世官古研究の一級史料である。「南風原文書」は明治二十〜三十年代の文書で、明治二十九年にこの村（勝連間切南風原村）で実施された地割に関する一連の文書で、地割研究の貴重な史料である。

②辞令書等古文書調査

「辞令書」とは首里王府から発給されたもので、公職やそれに伴う役地・貢租などが記されている。その所在については重要文化財「田名家文書」三十二通その他一部の存在は確認されていたが、県下及び奄美諸島に現存する辞令書の悉皆調査はこの時が初めてで、調査の結果、県下に七十三通、奄美諸島に十一通の現存が確認された。

③八重山諸島を中心とした古文書調査

先の二つの調査で漏れた八重山諸島を中心とする古文書の調査を行い、さらに、宮古諸島、久米島、渡名喜島及び本島各地に所在するものの補足調査も行われた。

歴史資料調査

歴史資料とは特定の歴史的人物なり歴史的事件、事象に関わる資料で、絵画、彫刻、工芸、古文書などのような種別にとらわれない歴史的遺品の包括的な調査で、昭和五十一年度から国庫補助の対象となったものであり、本県においても昭和五十一年度から調査が開始された。

①仲尾次政隆関係遺品調査

近世末期に大和横目、那覇総横目を勤め、今帰仁間切仲尾次の地頭にまでなった仲尾次政隆（一八一〇〜一八七二）の関係資料の所在が明らかにされた。

②県内絵画遺品調査

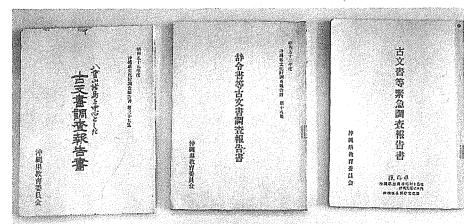
県下の博物館、美術館及び個人所蔵の絵画のうち、沖縄画壇で活躍した歴史上の人物の作品、渡来品で沖縄の画家に影響を与えた作家の作品及び作品のモチーフが本県を対象にしていると考えられる作品等で、旧藩時代か、内容がその延長線上にあるものを調査対象としたものである。

③県内漆器・陶器遺品調査

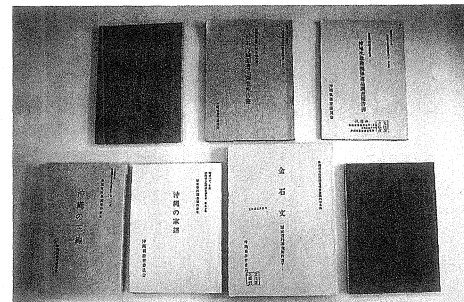
漆器・陶器の県内に残る資料の全体的な所在確認調査で、奄美諸島も含めて可能な限り広範囲に調査を実施した。

④扁額・聯等遺品調査

文献や戦前の記録、写真などによると、首



古文書調査の報告書



歴史資料調査の報告書

◎県内所在家譜調査

沖縄の家譜（系図）は

士族の身分を保証する文書として首里王府から頒賜されたもので王府系図座の厳重な点検のもとで公認された記事のみが記録され、これを裏付ける公文書等も記載されている。したがって、代々の個人の履歴を記述しながらも、公的記録の性格が強く、それゆえ歴史資料としての価値がきわめて

行って、三味線六百十二丁を確認した。

調査の成果等について

これまでの二十年間で、古文書調査三件、歴史資料調査七件を実施してきた。最近、調査期間の長期化の傾向がみられるが、悉皆調査の必然性から生じたものと思われる。また、限られた予算の中で離島県ゆへの調査旅費の比重が調査の長期化をもたらししていることも一因になっている。

里城をはじめ仏閣、旧家などには中国皇帝や冊封使一行あるいは沖縄の書家による扁額や聯が多数所在していた。これまでその体系的調査がされてなかったため、残欠資料の実態を含めて調査を行った。

◎金石文遺品調査

王国時代、首里王府は、国内の金石文の調査を何度か実施し、「琉球国由来記」、「琉球国旧記」、「琉球国碑文記」などの貴重な史料を遺している。この調査では「碑文記」から百年余を経過した時点における追跡調査・補足調査を兼ねつつ、古記録から漏れた各種墓碑、梵字碑、瓦証文、鰐口等も調査対象とした。

高いものとなっている。が、廃藩以降家譜の公的意義が失われ、戦災によってその多くを焼失し、さらに戦後世代の交代等により家譜に対する理解と関心が希薄になっている現況に鑑み、現存家譜の全容と保存状態を把握し、県内現存の家譜の総点検を確認するとともに宮古、八重山の家譜について発給総数も不明であるため、その全容を明らかにし、五百十九冊（四百二十三冊掲載）を確認した。

◎県内所在琉球三味線調査

県内所在で戦前に製作されたと思われる古三味線や工工四とよばれる楽譜の悉皆調査を行い、三味線は七つの型に分類して調査を

調査をすることの意義は調査自体の重要性以外にもうひとつの付加価値を伴う。それは地域の人々に対して文化財として価値を再確認させる機会を与えることである。これが地域の文化財の再発見の目を呼び覚ますことになり、地域住民に保存の重要性・必要性を認識させることになる。ところで、今年度からは歴史資料調査として県内所在染織品調査を開始した。染織品関係の国指定、県指定の無形文化財（工芸技術）は八件を数えるが、残念ながら本格的な遺品調査がなされたことはなく、工芸品としての染織品の指定物件は皆無である。全県的な悉皆調査を踏まえて、指定を図ることが急務とされている。

今後の調査計画については、祭祀関係遺品調査の外、昭和五十一年の仲尾次政隆関係遺品調査のように歴史的人物を特定しての調査を検討したいと考えている。

最後に、文化庁美術工芸課に対して二十年間の格別なご指導、ご協力に改めて感謝を申し上げるとともに、今後ともこの古文書調査、歴史資料調査が継続されることを希望し、美術工芸課の諸先生方より一層のご指導をお願いしたい。

沖縄県の国庫補助事業（古文書調査・歴史資料調査）一覧

（単位千円）

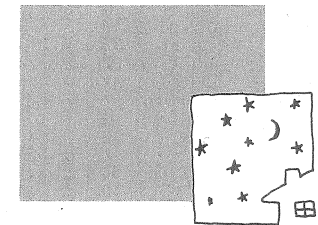
年度	調査名	補助事業名	期間	総経費	補助費	延調査員	報告書名等
昭48	古文書調査	古文書緊急調査	3年	3,650	2,920	14名	『古文書等緊急調査報告書』B5版97頁、昭和50年3月刊
昭51	歴史資料調査	仲尾次政隆関係遺品調査	1年	1,000	800	5名	『仲尾次政隆関係遺品調査報告書』B5版78頁、昭和52年3月刊
昭52	〃	県内絵画遺品調査	1年	2,000	1,600	6名	『県内絵画遺品調査報告書』写真図版181葉、B5版132頁、昭和53年3月刊
昭53	古文書調査	辞令書等古文書調査	1年	2,000	1,600	5名	『辞令書等古文書調査報告書』写真図版92葉、B5版148頁、昭和54年3月刊
昭54	歴史資料調査	県内漆器・陶器遺品調査	1年	2,000	1,600	5名	『県内漆器・陶器遺品調査報告書』写真図版231葉、B5版137頁、昭和55年3月刊
昭55	古文書調査	八重山諸島を中心とした古文書調査	1年	3,650	2,920	7名	『八重山諸島を中心とした古文書調査報告書』B5版137頁、昭和56年3月刊
昭56	歴史資料調査	扁額・聯等遺品調査	2年	3,620	2,896	5名	『扁額・聯等遺品調査報告書』収録資料471件、写真図版126葉、B5版158頁、昭和58年3月刊
昭58	〃	金石文遺品調査	2年	5,740	4,592	25名	『金石文』収録資料293件、写真図版551葉、A4版266頁、昭和60年3月刊
昭60	〃	県内所在家譜調査	4年	10,050	8,040	115名	『沖縄の家譜』収録資料423件、写真図版24葉、B5版250頁、平成元年3月刊
平1	〃	県内所在琉球三味線調査	4年	11,440	9,152	49名	『沖縄の三線』収録資料612件、写真図版1,261葉、B5版384頁、平成5年3月刊
			20年	45,150	36,120	236名	

◎京都国立近代美術館休館のお知らせ

京都国立近代美術館は館内工事の実施のため、平成5年12月20日から平成6年2月14日までを休館とさせていただきますので、大変御迷惑をおかけいたしますが、御了承の程お願い申し上げます。

〒606 京都市左京区岡崎円勝寺町
☎ 075-761-4111

11月号の法人紹介（29ページ）に誤りがありました。
執筆者の古川 忠さんは正しくは事業部総務課長です。
また、38ページ、文化財愛護功労者の
山口県、弘中頼實さんとなっておりますのは、
弘中敦實さんの誤りです。
お詫びして訂正いたします。



文化庁月報 12月号（通巻303号）

平成5年12月25日印刷・発行

編集—文化庁

〒100 東京都千代田区霞が関3-2-2

発行—株式会社ぎょうせい

本社 〒104 東京都中央区銀座7-4-12

電話03(3571)2126（代表）

営業所 〒162 東京都新宿区西五軒町4-2

電話03(3268)2141

振替口座 東京9-161番

印刷所—㈱行政学会印刷所

定価500円（本体485円）送料51円

年間購読料8000円

本誌のご購読のお申し込みは、直接弊社の本・支社、あるいは最寄りの書店へお申し込み下さい。

広告の問い合わせ・申し込み先

㈱ぎょうせい営業第一課宣伝係

電話03(3269)4145（ダイヤルイン）

©1993 Printed in Japan

ISSN 0916-9849

およそ学問においてはどんな分野でも同じだと思いますが、結局物を言うのは地道な努力ではないかという気がします。私たちはたいいていの場合新聞等で表に現れる結果にしか目を向けませんが、新たな発見の裏にはいつも粘り強い努力があるものです。

考古学、歴史学は特にそんな努力なしには語れない学問であると言えます。いかなる斬新な推理も古文書、歴史資料を丹念に読むことから始まると言って過言ではありません。しかし、そのような資料を一字一字読んでいく苦勞にはちよつと想像のつかないところがあります。すっかりワープロ漬けになっているどころか職場ではワープロ打ちでない文書など文書ではないと確信（？）している筆者にしてみれば、書く人それぞれの特徴の出る手書き、しかも毛筆の文字を読む作業は、暗号の解読のようにすら思えるのです。研究にこそしむ方々の熱意に頭が下がるばかりです。